

## 各種医療費助成制度について

受給資格証		対 象	助成方法
①子ども医療	0歳～ 小学校就学前 「乳幼児医療費受給 資格証」	0歳～小学校入学前の乳幼児	<p>申請により「受給資格証」を交付します。</p> <p>受診時に医療機関などの窓口で健康保険証等と受給資格証を提示し、3割（70歳以上の方は2割または3割）の自己負担額を支払ってください。約2～3カ月後に、一部負担金（*1）を差し引いた助成金を登録口座へ振込みます。0歳～小学校入学前の乳幼児の方は一部負担金（*1）までの金額を支払ってください。</p> <p>※県外の医療機関を受診した場合は助成金の申請が必要です。</p> <p>※高額療養費等が健康保険から給付される場合は、別途手続きが必要な場合があります。</p> <p>（*1）一部負担金とは            通院：1レセプトにつき月 500円            ただし、小中学生の場合は、            1レセプトにつき月 1,000円            入院：1レセプトにつき月 1,000円            （14日未満の入院は月 500円）            調剤薬局：一部負担金なし</p>
	小学生・中学生 「子ども医療費受給 資格証」	小学校入学後から中学校卒業 （満15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子ども	
②ひとり親家庭等医療 「ひとり親家庭等医療費 受給資格証」		18歳未満（18歳到達後3月31日まで）の子どもがいるひとり親家庭の親と子どもなど ※所得による支給制限有。	
③心身障害者医療 「心身障害者医療費受給資格証」		1歳以上で身体障害者手帳1・2級または奈良県の療育手帳A1・A2級所持者（後期高齢者医療保険に加入している人は④へ）	
④重度心身障害老人等医療 （資格証なし）		後期高齢者医療保険に加入している人で、②または③に該当する人	<p>受給資格証はありません。</p> <p>受診時に医療機関などの窓口で健康保険証等を提示し、自己負担額を支払ってください。</p> <p>約3カ月後に、高額療養費等健康保険から給付される額及び一部負担金（*1 上記）を差し引いた助成金を登録口座へ振込みます。</p>

対象となる人で、まだ手続きをされていない人は、下記までお問い合わせください。

※手続きにあたっては、健康保険に加入していることが必要です。※各種医療費助成制度の重複受給はできません。

※生活保護受給者は除きます。※手続きに必要なものについては、下記にお問い合わせください。

※精神障害者医療費助成については、障害福祉課 障害福祉係（内線535）にお問い合わせください。

問合せ＝①・② 子育て支援課 給付係（内線529）

③・④ 保険年金課 医療係（内線327・328）

## 清掃センター 休日業務のご案内

ごみの収集・持込ごみの受付は、下表のとおりとします。

月 日	可燃ごみの収集	持込ごみの受付	不燃ごみの収集
9月19日（月） 敬老の日	通常どおり収集（可燃ゴミのみ） 月・木コース	9:00～12:00	毎月第3月曜の区域は 9月22日（木）に収集
9月23日（金） 秋分の日	通常どおり収集（可燃ゴミのみ） 火・金コース	9:00～12:00	

※祝日に当たる日の可燃ごみの収集は交通事情により通常より早めに収集する場合があります。

ごみは7時30分までに出していただきますようお願いいたします。

問合せ＝清掃センター（☎53-3463）